

3 特殊健康診断

1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

1] 目的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

	受診団体数	受診者数	判定区分		
			所見なし	所見あり	
法定項目	じん肺	66	924	813	111
	有機溶剤	103	3,561	3,334	227
	鉛	15	627*	514	9
	石綿	13	138	109	29
	電離放射線	23	1,352	971	381
	特定化学物質	78	2,893**	2,626	247
行政指導項目	VDT	29	1,062	538	524
	騒音	35	1,003	691	312
	有害光線	20	844	702	142
	引き金取扱従事者	12	193	18	175
	レーザー光線	4	78	65	13
	振動	15	141	23	118
総数		12,816	10,404	2,288	

* 受診人数に判定なし104名を含む

** 受診者数に判定なし20名を含む

特定化学物質障害予防規則等改正について

特定化学物質障害予防規則等が一部改正され、平成29年1月1日より施行・適用された。

オルト・トルイジンに係る労働者の健康障害防止対策を強化することを目的として、「労働保健安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第343号）」が平成28年11月2日に、「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第172号）」が平成28年11月30日にそれぞれ公布された。